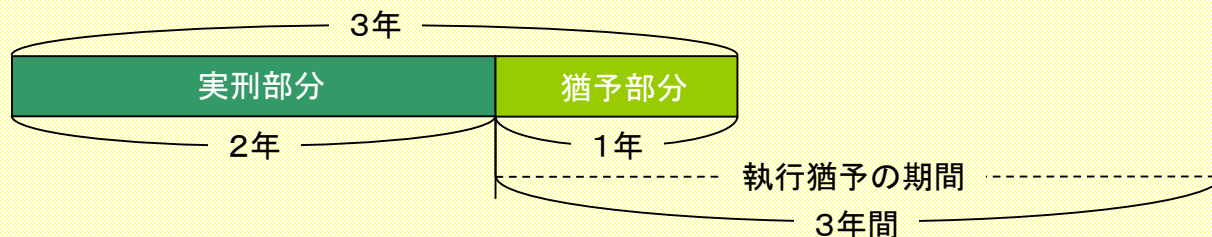


# 刑の一部の執行猶予制度

## ○ 刑の一部の執行猶予制度とは

裁判所が、3年以下の刑期の懲役・禁錮を言い渡す場合に、その刑の一部について、1～5年間、執行を猶予することができるとする制度

(例) 懲役3年, うち1年につき3年間執行猶予



※ 仮釈放も可能(法定期間は、全体の刑期の3分の1)

## 対象

### ○ 初入者

- 実刑前科のない者, 執行猶予中の者など(対象犯罪による限定なし)
- 裁判所の裁量により, 執行猶予の期間中, 保護観察に付することができる。

### ○ 薬物使用者(累犯者)

- 薬物自己使用等事犯(※)を犯した累犯者  
〔※・・・規制薬物(覚せい剤, 大麻, 麻薬等)・毒劇物(トルエン等)の自己使用・単純所持の罪〕
- 執行猶予の期間中, 必ず保護観察に付される。